

平成 29 年度

静岡県子どもの貧困対策計画

〔ふじさんっこ応援プラン別冊〕

評価書

平成 30 年 3 月

数値目標、参考指標の推移の状況・評価の見方

○ 数値目標の達成状況

計画の策定後の最新値（平成28年度実績等）に基づく達成状況等の確認を以下の区分により行った。

< 数値目標の達成状況区分 >

| 区分 | 達成状況区分の判断基準 |
|-------|----------------------------------|
| 目標値以上 | 「現状値」が「目標値」以上のもの |
| A | 「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの |
| B | 「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの |
| C | 「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの |
| 基準値以下 | 「現状値」が「基準値」以下のもの |
| — | 統計値等発表前、当該年度に調査なし等 |

※ 計画最終年度(平成31年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

< 参考指標の推移 >

子どもの貧困対策にかかる進捗状況を把握するため、数値目標を補完する参考指標の経年変化について、以下の区分により推移を表した。

区分推移

| 区分 | 推移 |
|----|-----------------------|
| ↗ | 増加傾向（減少が望ましい場合は、減少傾向） |
| → | 維持・横ばい傾向 |
| ↘ | 減少傾向（減少が望ましい場合は、増加傾向） |
| — | 統計値等発表前、当該年度に調査なし等 |

数値目標の推移

| 施策項目 | 数値目標名 | 数値目標の意味 (出典、調査期間等) | 基準値 | 平成 28 年度評価 | | 平成 29 年度評価 | | 目標値 |
|----------|---------------------------------|---|-----------------------------------|----------------|-----------------------|----------------|-------|----------------------|
| | | | | 現状値 | 推移 | 現状値 | 推移 | |
| 教育の支援 | スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校) (※1) | 各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数 (県義務教育課調査) | 4市3町及び教育事務所 (計2箇所) 13人(H26) | 33人 (H28) | 目標値以上 (旧目標値33人を達成) | 36人 (H29) | A | 43人 |
| 生活の支援 | 生活保護世帯の子ども的高等学校等進学率 | 生活保護世帯の中学校卒業者のうち高等学校等に進学した者の割合 (厚生労働省「就労支援等の状況調査」) | 83.6% (H26) | 85.7% (H27) | B | 86.4% (H28) | C | 本県の全体平均を目指す 98.6% |
| 保護者の就労支援 | ひとり親の就職率 (※2) | ひとり親の当年度における就職率 (県こども家庭課調査) | 34.9% (H27) | — | — | 35.7% (H28) | C | 43.7% |
| 経済的支援 | ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度 | ひとり親家庭実態調査における福祉施策の認知度 (県こども家庭課調査) | 本文 P9 経済的支援制度認知状況 (H26) | — | — | 下記参照 | 基準値以下 | 現状以上 |

(※1) H29 評価から目標値変更「33人(全市町配置)」→「43人」

(※2) H29 評価から数値目標変更「ひとり親の年間就職者数」→「ひとり親の就職率」

ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度 (内訳)

| 支援制度 | 内容 | アンケート調査による認知度 | | |
|---------------|---|---------------|--------------|--------------|
| | | H21 (参考) | H26 [基準値] | H29 [直近値] |
| 児童扶養手当 | 18歳までの子どもがいるひとり親家庭等に所得に応じて支給 | 99.0% | 99.4% | 96.9% |
| 母子家庭等医療費助成 | 所得税非課税世帯のひとり親家庭等に医療費自己負担分を助成 | 89.0% | 91.1% | 89.0% |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | ひとり親家庭等に、修学のための資金(修学資金、就学支度資金)等を貸付 | 64.4% | 65.1% | 56.3% |
| 自立支援教育訓練給付金 | 児童扶養手当支給水準の者が、資格取得する際、受講料の6割を支給。 | 49.0% | 53.2% | 49.4% |
| 高等職業訓練促進給付金 | 児童扶養手当支給水準の者が、資格取得のために1年以上通学等する場合に月額10万円を限度に支給。 | 46.0% | 50.7% | 41.1% |

参考指標の推移

○生活保護世帯に属する子ども

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|---------------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 19歳以下人口に占める比率 | 0.53% | 0.53% | 0.52% | ↗ | 1.33% | 1.29% | 1.24% |
| 高等学校等中退率 | 4.6% | 3.0% | 3.9% | ↘ | 4.9% | 4.5% | 4.5% |

(出典) 19歳以下人口に占める比率：10月1日現在の19歳以下推計人口（総務省統計局）のうち生活保護世帯の19歳以下人数（厚生労働省「被保護調査」）の占める割合
 高等学校等中退率：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（直近値：平成28年4月1日現在）（掲載数値は調査前年度分）

○児童養護施設の子ども

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|-------------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H28) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 進学率(中学卒業後) | 93.30% | 92.70% | 97.7% | ↗ | 96.60% | 97.00% | 97.50% |
| 進学率(高校等卒業後) | 10.00% | 23.30% | 44.8% | ↗ | 22.60% | 23.30% | 24.00% |

(出典) 全国：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 県：こども家庭課調べ（直近値：平成29年5月1日現在）（掲載数値は調査前年度分）

○児童扶養手当受給世帯の子ども

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|---------------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H27) | 直近値 (H28) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H27) | 直近値 (H28) |
| 児童扶養手当受給児童数 | 38,428人 | 37,548人 | 36,838人 | ↘ | 1,620,606人 | 1,565,504人 | 1,519,754人 |
| 19歳以下人口に占める比率 | 5.71% | 5.81% | 5.71% | ↗ | 7.22% | 7.12% | 6.96% |

(出典) 全国：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 県：こども家庭課調べ（直近値：平成28年度実績）
 19歳以下人口に占める比率：10月1日現在の19歳以下推計人口（総務省統計局）のうち児童扶養手当受給児童の占める割合

○スクールカウンセラーの配置

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|-----|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H28) | 直近値 (H29) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 小学校 | 100% | 100% | 100% | → | 37.60% | 56.90% | 58.60% |
| 中学校 | 100% | 100% | 100% | → | 82.40% | 87.10% | 88.40% |

(出典) 全国：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（直近値：H27実績） 県：義務教育課（直近値：平成29年9月1日時点）

計画の評価

子どもの貧困対策計画の着実な推進を図るため、今年度は計画2年目である平成28年度を中心とした直近の実績値を評価するとともに、施策推進上の参考として掲げている指標等を、数値目標を補完する参考指標とし、推移を確認する。

- ・数値目標については、「A」が1、「C」が2、「基準値以下」が1となった。
- ・「C」となった項目（生活保護世帯の高校等進学率、ひとり親の年間就職率）については、期待値には届かないものの、基準値からは着実に上昇しており、4本の数値目標のうち、3本が前年度の数値を上回って推移している。
- ・参考指標については、増加傾向が4、維持が2、減少傾向が1となった。
- ・4本の数値目標のうち3本が前年度の数値を上回っており、参考指標についても改善傾向であることから、全体として、目標達成に向けて着実に進捗していると考えられる。
- ・「基準値以下」となった項目（ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度）については、基準値と同水準の認知度を維持している項目もあることから、要因等を検証し、より効果的な施策の改善に努め、数値目標の達成につながるよう、取組を進めていく。

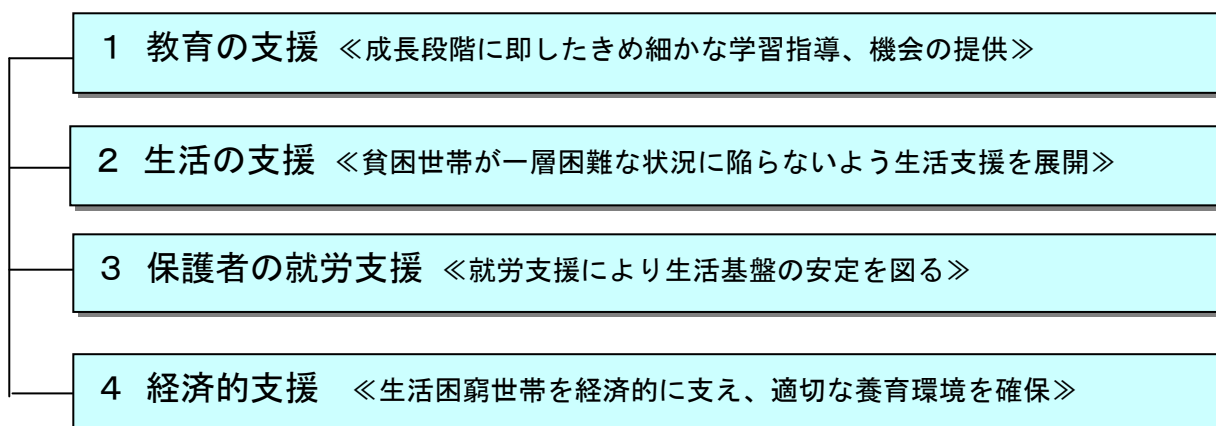
2 数値目標

| 区分 | 推移状況 | | | | | | 計 |
|------|-------|---|---|---|-------|---|---|
| | 目標値以上 | A | B | C | 基準値以下 | — | |
| 数値目標 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 |

3 参考指標

| 区分 | ↗ | → | ↘ | 計 |
|------|------------------------|--------------|-------------------------|---|
| | 増加傾向 (減少が望ましい場合は減少) | 維持・横ばい 傾向 | 減少傾向 (減少が望ましい場合は、増加) | |
| 参考指標 | 4 | 2 | 1 | 7 |

(参考) 施策体系



子どもの成長ステージに即した支援の実施

| | 就学前(幼児期) | 小中学校段階(義務教育) | 高等学校段階 | 大学等段階・就職 |
|----------|--|--------------|--------|--|
| 教育支援 | ○幼児教育の現場における支援 ・低所得者の負担軽減 ・幼保小の連携推進 など | | | |
| | ○生活に困窮している世帯の子どもへの学習支援 ・学びの場の提供 ・児童養護施設入所者への学習支援 など ○学校を窓口にした学習と生活の支援 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置推進 ・学校支援地域本部・家庭教育支援チーム等による支援 ・地域人材を活用した学習補助により就学継続を支援 ・キャリア教育推進、就職支援 など ○就学支援の充実 ・児童扶養手当受給世帯への就学にかかる支援 ・奨学給付金、就学支援金、授業料減免 など | | | ○大学進学に対する教育機会提供 ・児童養護施設入所者等に対し大学等への進学を支援 |
| | ○その他の教育支援 ・食育の推進など | | | |
| 生活支援 | ○子どもの居場所づくり等による生活支援 ・放課後児童クラブ、放課後子供教室の連携推進 ・生活に困窮している世帯の子どもへの居場所の提供 など | | | |
| | ○子どもの就労支援 ・しずおかジョブステーションの活用 ・特別支援学校における就職支援 など | | | |
| | ○保護者の生活支援 ・母子家庭等就業・自立支援センターを中心とした支援 ・保育等の確保に係る支援 ・妊娠期から子育て期までのワンストップ相談拠点の整備促進 など | | | |
| | ○関係機関との連携による包括的な支援体制の整備等 ・生活困窮者自立支援法による包括的な支援 ・福祉事務所、施設等職員に対する専門性向上のための研修による資質向上 など ○その他の生活支援 ・住宅の支援(生活困窮者自立支援法による支援、住宅困窮度の高い子育て世帯等への県営住宅優先入居) ・母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費に関する相談支援 など | | | |
| 保護者の就労支援 | ○育児と仕事の両立支援 ・保育士の確保など保育体制強化の支援 など | | | |
| | ○親の就労支援 ・生活困窮者、生活保護受給者への就労支援員による支援等 ・母子家庭等就業・自立支援センターおよびしずおかジョブステーションとの連携による就労支援 など | | | |
| 経済的支援 | ○生活に困窮している世帯を経済的に支える ・生活保護、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、就学支援にかかる制度の周知および着実な実施 ・ひとり親家庭への医療費助成 など | | | |

子どもの貧困対策の実施状況

1 教育の支援

《成長段階に即したきめ細かな学習指導、機会の提供》

(1) 数値目標の状況

| 施策項目 | 数値目標名 | 数値目標の意味 (出典、調査期間等) | 基準値 | 平成 28 年度評価 | | 平成 29 年度評価 | | 目標値 |
|-------|-----------------------------|---|---------------------------------------|----------------|-------------------------------|----------------|----|----------------------|
| | | | | 現状値 | 推移 | 現状値 | 推移 | |
| 教育の支援 | スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校) | 各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数 (県義務教育課調査) | 4市3町及び 教育事務所 (計2箇所) 13人(H26) | 33人 (H28) | 目標値 以上 (旧目標値 33人を達成) | 36人 (H29) | A | 43人 |
| 生活の支援 | 生活保護世帯の 子どもの高等学校 等進学率 | 生活保護世帯の中学校卒業者のうち高等学校等に進学した者の割合 (厚生労働省「就労支援等の状況調査」) | 83.6% (H26) | 85.7% (H27) | B | 86.4% (H28) | C | 本県の全体平均を目指す 98.6% |

- ・「スクールソーシャルワーカーの配置（小中学校）」については、平成 28 年度に 33 人となり全市町への配置が実現し、平成 29 年度にはさらに 3 人の増加となった。
 - ・様々な困難を抱える子どもたちを、早期に把握し、福祉部門の支援につないでいくため、引き続き配置増員・資質の向上に取り組んでいく。
- 「生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率」については、目標値である県全体平均の 98.6% に対して 12.2 ポイント低い状況となったものの、前回評価時から 0.7 ポイントの増加、基準値に対しては 2 年連続の増加となり、着実な進捗がみられる。引き続き、困窮世帯の子どもへの学習支援など、貧困の連鎖の防止に向けた支援に取り組んでいく。

(2) 関連する参考指標の状況

○スクールカウンセラーの配置

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|-----|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H28) | 直近値 (H29) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 小学校 | 100% | 100% | 100% | → | 37.60% | 56.90% | 58.60% |
| 中学校 | 100% | 100% | 100% | → | 82.40% | 87.10% | 88.40% |

(出典) 全国：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（直近値：H27 実績） 県：義務教育課（直近値：平成 29 年 9 月 1 日時点）

- ・スクールカウンセラーについては全校への対応が可能な体制としており、100%を維持している。

○生活保護世帯に属する子ども

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|----------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 高等学校等中退率 | 4.60% | 3.00% | 3.90% | ↓ | 4.90% | 4.50% | 4.50% |

(出典) 厚生労働省社会・援護局保護課調べ（直近値：平成 28 年 4 月 1 日現在）（掲載数値は調査前年度分）

- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は増加したが、計画掲載時及び全国値との比較では低い水準となっている。

○児童養護施設の子ども

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|-------------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H28) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 進学率(中学卒業後) | 93.30% | 92.70% | 97.7% | ↑ | 96.60% | 97.00% | 97.50% |
| 進学率(高校等卒業後) | 10.00% | 23.30% | 44.8% | ↑ | 22.60% | 23.30% | 24.00% |

(出典) 全国：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 県：こども家庭課調べ(直近値：平成29年5月1日現在)(掲載数値は調査前年度分)

- ・児童養護施設の子どもの進学率は、中学卒業後、高校等卒業後ともに増加した。
- ・全国平均を中学卒業後、高校卒業後とも上回っている。

(3) 主な事業実施状況

ア 学校を窓口にした学習と生活の支援

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備。
(特別支援学校についてはスクールカウンセラーのみ配置)
(配置実績は、数値目標及び参考指標の頁を参照)
- ・授業等における学習補助や教員の業務補助等を行う学校支援地域本部、放課後等に学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後子供教室を実施。
○学校支援地域本部(H28：18市町、99箇所、197校) * 県補助事業
○放課後子供教室(H28：18市町、122箇所、131校) * 県補助事業
- ・すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において、地域のリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、家庭教育支援チームの組織化を推進。
- ・高等学校等において退職教員・大学生等の地域人材を活用し、放課後の補習等のための指導員を派遣。
○派遣実績(H28：県立高校74校、定時制の課程を置く県立高校19校、外国人生徒選抜実施校8校及び外国人生徒が多い定時制の課程4校)

イ 幼児教育の現場における支援

- ・保育所等の保育料について、低所得世帯の保護者負担を軽減。
(市町村民税非課税世帯の第2子無償化、年収約360万円未満世帯の保育料を軽減)
- ・教育委員会義務教育課内に静岡県幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた調査研究、研修会等を実施。

ウ 就学支援の充実

- ・ひとり親世帯の経済的負担軽減のため、児童扶養手当受給世帯に対し小学校入学時にランドセル等の入学支度費用の一部を補助する市町に助成。
○実施市町数(H28：13市町→H29：14市町)
- ・外国語版進路相談ガイドブックを活用した市町・外国人学校が行う進路相談支援、外国人の子どもの不就学実態調査や、外国人子ども支援員の養成などを実施。

- ・子どもが経済的理由で高等学校等への就学を断念しないよう、就学支援金や奨学給付金、授業料減免、特別支援学校就学奨励費等、各種助成制度を周知し利用を促進。

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・児童養護施設等で暮らす子どもの将来の安定した自立を図るため、措置解除となる20歳から大学等卒業までの修学を支援。
○支援対象者（H28：6人→H29：10人）
- ・県立の大学において、経済的理由により就学を断念することのないよう、授業料減免などによる就学支援を実施。

オ 生活に困窮している世帯への学習支援

- ・郡部の生活困窮世帯の子どもに通所型及び合宿型の学びの場を提供。
また、学習支援の取組が全県に広がるよう、市に対し積極的な働きかけを実施。
○学びの場の提供（H30.1時点）
 [通所型] H29：県内3町（週1回）、参加者25人
 県内5町（夏・冬休み中集中+通学期複数回）、参加者57人
 県内2町（実施予定）
 [合宿型] H29：夏休み4回、参加者46人 冬休み1回、参加者28人
 春休み1回、（実施予定）
○学習支援事業実施市町数（H28：21市町→H29：28市町）

カ その他の教育支援

- ・子どもの生活習慣の形成に大きな役割を果たす乳幼児期を重点に、食を通じた人間性や心身の健全育成を図るため、「第3次静岡県食育推進計画」に基づき、食育にかかるキャンペーン等の啓発活動を行うなど、地域における食育を推進。

（4）今後の施策展開

- ・小中学校において、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置拡充を目指すとともに、人材の確保、資質の向上に努めていく。
- ・高等学校においても、配置拡充を目指し、継続した支援体制の充実に努めていく。
- ・特別支援学校においても、専門的な立場からの相談等が有効であることからスクールカウンセラーの配置拡充等の体制充実に努めていく。
- ・私立学校における不登校、いじめ等の生徒の多様な諸問題の解決を図るため、スクールカウンセラー配置等に要する経費を助成し、教育相談体制の充実に努めていく。
- ・施設や里親のもとで暮らす子どもに対する大学等修学支援に取り組んでいく。
- ・貧困の連鎖を断ち切るための支援として、生活困窮者自立支援事業による生活困窮世帯の子どもへの自立心の育成に取り組んでいく。
- ・生活困窮世帯の高校生世代に対しても、実学体験や就労体験等を通じたキャリア形成支援に取り組んでいく。
- ・家庭における学習習慣を身に付けていない子供達が、主体的に学習習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用して放課後の学習支援を行う「しずおか寺子屋」の拡大に向け取り組んでいく。

2 生活の支援

《貧困世帯が地域社会から孤立するなど、一層困難な状況に陥らないよう生活支援》

(1) 数値目標の状況

| 施策項目 | 数値目標名 | 数値目標の意味 (出典、調査期間等) | 基準値 | 平成 28 年度評価 | | 平成 29 年度評価 | | 目標値 |
|-------|----------------------------|-------------------------------------|-------------------------|--------------|-----------------------|--------------|----|-----|
| | | | | 現状値 | 推移 | 現状値 | 推移 | |
| 教育の支援 | スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校) | 各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数 (県義務教育課調査) | 4市3町及び各教育事務所(計2箇所)(H26) | 33人 (H28) | 目標値以上 (旧目標値33人を達成) | 36人 (H29) | A | 43人 |

- ・「スクールソーシャルワーカーの配置（小中学校）」については、平成 28 年度に 33 人となり全市町への配置が実現し、平成 29 年度にはさらに 3 人の増加となった。
- ・様々な困難を抱える子どもたちを、早期に把握し、福祉部門の支援につないでいくため、引き続き配置増員・資質の向上に取り組んでいく。

(2) 関連する参考指標の状況

○生活保護世帯に属する子ども

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|---------------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 19歳以下人口に占める比率 | 0.53% | 0.53% | 0.52% | ↑ | 1.33% | 1.29% | 1.24% |

(出典) 10月1日現在の19歳以下推計人口(総務省統計局)のうち生活保護世帯の19歳以下人数(厚生労働省被保護調査)の占める割合

- ・生活保護世帯の子供のうち19歳以下人口に占める割合は、わずかに減少した。全国平均を下回って推移している。

(3) 主な事業実施状況

ア 保護者の生活支援

- ・生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業において、生活困窮世帯に対する生活及び就労等に関する包括的な相談支援を実施。
 - 相談支援実績 (H28: 新規相談 6,221 件、支援による就職者数 870 人)
(H29. 11 時点: 新規相談 4,286 件、支援による就職者数 510 人)
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいてひとり親家庭への就業・生活相談などの自立相談支援を実施。
 - 東、中、西部支所における生活・就業等相談 (H27: 5,069 名→H28: 6,352 名)
特別相談会を県下 10 箇所で開催(H27: 76 名→H28: 91 名)
- ・家庭生活支援員・学習ボランティアの派遣
 - 家庭生活支援員 (H28: 138 件)、児童訪問援助員 (H28: 119 件)
学習ボランティア (H28: 41 件)

- ・「ふじさんっこ応援プラン」に基づき、市町が行う保育所や放課後児童クラブ等の多様な保育・子育て支援サービスの量的拡大への支援を実施。
 - 公的保育サービス（認可保育所、認定こども園、家庭的保育、認証保育所など）の受入児童数（H28. 4. 1：59, 101 人→H29. 4. 1：61, 371 人）
 - 認定こども園・保育所等の保育教諭及び保育士数（H28：11, 546 人）
 - 放課後児童クラブ受入児童数（H28：26, 431 人→H29：28, 821 人）
 - ファミリー・サポート・センターの提供会員数（H27：4, 894 人→H28：4, 902 人）
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うワンストップ拠点として、市町の子育て世代包括支援センター設置を促進するため、支援員養成事業を実施。
 - 子育て世代包括支援センター設置市町（H28:14 市→H29:19 市町）

イ 子どもの居場所づくり等による生活支援

- ・すべての児童にとって安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携及び設置促進を市町とともに実施。
 - 放課後児童クラブ実施箇所数
（H28. 5. 1：640 箇所、33 市町→ H29. 5. 1：683 箇所、35 市町）
 - 放課後子供教室数（H27：116 教室、17 市町→H28：122 箇所、18 市町）
 - 連携数（H27：86 箇所→H28：90 箇所※）
※連携とは放課後児童クラブ児童が、放課後子供教室の活動に参加している場をいう。
- ・ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の放課後児童クラブ利用料について、市町とともに負担軽減を行い子どもの健全育成と、親が安心して就業できる環境を整備。
 - ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料減免市町数（H29：11 市町）
- ・ひとり親家庭の子どもに対する学習支援や食事の提供等を行う居場所づくりを実施する市町に対し支援
 - ひとり親家庭等の子どもの居場所づくり（H28：3 市町→H29：3 市町）
- ・社会的養護のもとで育ち、就職や進学により施設等を退所した者に対し、生活費等の貸付を行うとともに退所後に離職した者に対する再自立に向けた支援を実施。

ウ 子どもの就労支援

- ・東部・中部・西部のしずおかジョブステーションや地域若者サポートステーションにおいて若年無業者に対する就職相談を実施し、若者の自立を促進。
 - しずおかジョブステーション相談コーナーにおける就職者数
（H27：761 人→H28：666 人）
- ・障害を有する生徒の就労先や現場実習先を開拓するため、特別支援学校において就労促進専門員を配置。
 - 就労促進専門員の配置（H29：高等部を有する県立特別支援学校を対象とし12の拠点校に各1人配置）

- ・就職未内定の生徒が多い高等学校に、就職支援教員を配置し、きめ細かで実効性のある就職支援を実施。

エ 関係機関との連携による包括的な支援体制の整備等

- ・生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業において、生活困窮世帯に対する生活及び就労等に関する包括的な相談支援を実施（再掲）。
○相談支援実績（H28：新規相談 6,221 件、支援による就職者数 870 人）
（H29.11 時点：新規相談 4,286 件、支援による就職者数 510 人）
- ・支援に当たる職員の資質向上のため、生活保護や児童相談のケースワーカー、児童養護施設職員、市町職員等に対し、専門性向上のための研修を実施。

オ その他の生活支援

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって、就労能力及び就労意欲はあるが、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある生活困窮者に対し、一定の要件の下に、住居確保給付金の支給を適切に実施。
- ・住宅困窮度の高い子育て世帯の居住の安定確保を支援するため、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や、県営住宅の募集戸数の半分以上を子育て世帯に限定募集するなど優先入居を実施。

（４）今後の施策展開

- ・生活困窮世帯への支援として、自立相談支援事業における生活及び就労等に関する包括的な相談支援により、世帯の状況に応じた自立支援を実施していく。
- ・特に貧困率の高いひとり親家庭への支援として、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業・生活相談などの自立相談支援を実施していく。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料について、市町とともに負担軽減を行い子どもの健全育成と、親が安心して就業できる環境整備に努めていく。
- ・施設や里親のもとで暮らす子どもが就職する際、児童入所措置費で支給される就職支度金に一時金を上乗せして支給することにより、自立を支援していく。
- ・子ども食堂等の居場所づくりを推進するため、担い手に対する相談支援や研修会を開催し、子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所の増加に努めていく。
- ・地域における取組を促進していくため、市町に対して地域子供の未来応援交付金の積極的な活用を働きかけ、市町における計画策定や子どもの貧困対策の充実、連携強化に努めていく。

3 保護者の就労支援

《就労支援により生活基盤の安定を図る》

(1) 数値目標の状況

| 施策項目 | 数値目標名 | 数値目標の意味 (出典、調査期間等) | 基準値 | 平成 28 年度評価 | | 平成 29 年度評価 | | 目標値 |
|----------|----------|--------------------------------|----------------|------------|----|----------------|----|-------|
| | | | | 現状値 | 推移 | 現状値 | 推移 | |
| 保護者の就労支援 | ひとり親の就職率 | ひとり親の当年度における就職率 (県こども家庭課調査) | 34.9% (H27) | — | — | 35.7% (H28) | C | 43.7% |

- ・「ひとり親の年間就職率」は、H31 年度に目標値に到達するための期待値には届いていないが、基準値を上回っており、着実な進捗がみられる。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援実績は、全国的な傾向と同様に求職登録数の減少がみられるなか、きめ細かな就労支援により、就職率は全体の就職率 35.7%を上回る 49.2%となっている。
- ・引き続き、母子家庭等就業・自立支援センター及び、関係機関の連携により、より安定した就労先の開拓、就労支援に取り組み、ひとり親家庭の雇用環境の改善につなげていく。

[参考：母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談支援実績]

| H26 | | | H27 | | | H28 | | |
|-------------|------------|--------------|-------------|------------|--------------|-------------|------------|--------------|
| 求職登録 (A) | 就職者 (B) | 就職率 (B/A) | 求職登録 (A) | 就職者 (B) | 就職率 (B/A) | 求職登録 (A) | 就職者 (B) | 就職率 (B/A) |
| 366 人 | 164 人 | 45.6% | 267 人 | 135 人 | 50.6% | 260 人 | 128 人 | 49.2% |

(2) 主な事業実施状況

ア 親の就労支援

- ・生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業において、生活困窮世帯に対する生活及び就労等に関する包括的な相談支援を実施（再掲）。
○相談支援実績（H28：新規相談 6,221 件、支援による就職者数 870 人）
（H29.11 時点：新規相談 4,286 件、支援による就職者数 510 人）
- ・資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援するため、養成機関等の入学準備金などを貸し付けるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び、資格取得のために 1 年以上通学等する場合に月額 10 万円を限度に支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施。
○貸付事業実績（H28：入学準備金 11 人、就職準備金 1 人）
○給付金事業実績（H28：13 人）
- ・高卒認定資格取得を目指すひとり親家庭を支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講する際の費用を助成する、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施。

- ・ひとり親家庭の雇用の安定を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、しずおかジョブステーション内の就職相談コーナー及びハローワークコーナーと連携し、ひとり親への求人情報の提供、就業相談を行うとともに、キャリアアップや転職を支援。

イ 育児と仕事の両立支援

- ・育児と仕事が両立できる環境を整備するため、「ふじさんっこ応援プラン」に基づき、保育士の確保や保育体制の充実など、様々なニーズに応じた保育サービスを推進。

- ・ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の放課後児童クラブ利用料について、市町とともに負担軽減を行い子どもの健全育成と、親が安心して就業できる環境を整備。（再掲）

○ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料減免市町数（H29：11市町）

（3）今後の施策展開

- ・ひとり親の資格取得を支援するため、平成28年度に創設されたひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の周知・活用促進に取り組んでいく。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターおよびしずおかジョブステーション内の就職相談コーナー及びハローワークコーナーとの連携による、ひとり親家庭の雇用形態の改善に向けた支援に取り組んでいる。引き続き、きめ細かな就労支援の充実に努めていく。

4 経済的支援

《生活に困窮している世帯を経済的に支え、適切な養育環境を確保する》

(1) 数値目標の状況

| 施策項目 | 数値目標名 | 数値目標の意味 (出典、調査期間等) | 基準値 | 平成 28 年度評価 | | 平成 29 年度評価 | | 目標値 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------|----------------------------|------------|----|------------|-------|------|
| | | | | 現状値 | 推移 | 現状値 | 推移 | |
| 経済的支援 | ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度 | ひとり親家庭実態調査における福祉施策の認知度 (県こども家庭課調査) | 本文 P9 経済的支援制度認知状況 (H26) | — | — | 下記 | 基準値以下 | 現状以上 |

○ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度 (内訳)

| 支援制度 | 内 容 | アンケートによる認知度 | | |
|---------------|---|-------------|--------------|--------------|
| | | H21 (参考) | H26 [基準値] | H29 [直近値] |
| 児童扶養手当 | 18 歳までの子どもがいるひとり親家庭等に所得に応じて支給 | 99.0% | 99.4% | 96.9% |
| 母子家庭等医療費助成 | 所得税非課税世帯のひとり親家庭等に医療費自己負担分を助成 | 89.0% | 91.1% | 89.0% |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | ひとり親家庭等に、修学のための資金(修学資金、就学支度資金)等を貸付 | 64.4% | 65.1% | 56.3% |
| 自立支援教育訓練給付金 | 児童扶養手当支給水準の者が、資格取得する際、受講料の6割を支給。 | 49.0% | 53.2% | 49.4% |
| 高等職業訓練促進給付金 | 児童扶養手当支給水準の者が、資格取得のために1年以上通学等する場合に月額 10 万円を限度に支給。 | 46.0% | 50.7% | 41.1% |

- ・経済的支援制度の認知状況は、全体的にやや減少している。
- ・一人親世帯の多くが利用する児童扶養手当や、母子家庭等医療費助成については大きな変動が無く高い認知度を維持している。
- ・一方、母子父子寡婦福祉資金貸付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金など、利用条件が限られる制度については認知度が低くなっている。
- ・これらの制度は、景気や雇用環境が改善傾向にあるなかで、利用者はやや減少傾向(下表)にあり、認知度の減少にも影響している可能性がある。
- ・こうした状況も踏まえ、経済的支援制度が、必要とされる世帯にもれなく活用されるよう、引き続き周知に努めていく。

(参考：支援制度の実績推移)

| 支援制度 | H26 | H27 | H28 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 児童扶養手当(受給者) | 25,218 人 | 24,956 人 | 24,432 人 |
| 母子家庭等医療費助成 | 197,331 件 | 191,661 件 | 192,762 件 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 1,365 件 | 1,410 件 | 1,369 件 |
| 自立支援教育訓練給付金 | 21 人 | 19 人 | 13 人 |
| 高等職業訓練促進給付金 | 170 人 | 107 人 | 128 人 |

(2) 関連する参考指標の状況

○生活保護世帯に属する子ども【再掲】

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|---------------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H26) | 直近値 (H27) |
| 19歳以下人口に占める比率 | 0.53% | 0.53% | 0.52% | ↑ | 1.33% | 1.29% | 1.24% |

(出典) 10月1日現在の19歳以下推計人口(総務省統計局)のうち生活保護世帯の19歳以下人数(厚生労働省「被保護者調査」)の占める割合

- ・生活保護世帯の子どものうち19歳以下人口に占める割合は、わずかに減少した。全国平均を下回って推移している。

○児童扶養手当受給世帯の子供

| 項目 | 静岡県 | | | 推移 | 全国 | | |
|---------------|----------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|--------------|
| | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H27) | 直近値 (H28) | | 計画掲載時 (H25) | 前回評価時 (H27) | 直近値 (H28) |
| 児童扶養手当受給児童数 | 38,428人 | 37,548人 | 36,838人 | ↘ | 1,620,606人 | 1,565,504人 | 1,519,754人 |
| 19歳以下人口に占める比率 | 5.71% | 5.81% | 5.71% | ↑ | 7.22% | 7.12% | 6.96% |

(出典) 全国：厚生労働省雇用均等・児童家庭局過程福祉課調べ 県：こども家庭課調べ(直近値は平成28年度実績)
19歳以下人口に占める比率：10月1日現在の19歳以下推計人口(総務省統計局)のうち児童扶養手当受給児童の占める割合

- ・児童扶養手当受給世帯の子供の数、19歳以下人口に占める比率ともに減少した。

(3) 主な事業実施状況

- ・子育て世帯への経済的支援として義務教育での就学援助、高等学校等における奨学給付金、特別支援学校就学奨励費等、就学にかかる支援制度が必要とされる世帯に活用されるよう周知し、着実に実施。
- ・ひとり親家庭や低所得世帯の子どもに対し、母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の活用を周知し、就学費用の無利子貸付けを実施。
○母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付(H27：635,778千円→H28：626,401千円)
- ・資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援するため、養成機関等の入学準備金などを貸し付けるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施。(再掲)
○貸付実績(H28：入学準備金11人、就職準備金1人)
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健全育成を図るため、平成28年度から児童扶養手当の第2子、第3子への加算額を最大で倍増するなど拡充。
- ・子育て世帯の経済的負担軽減のため、子どもの医療費助成を市町とともに実施。
- ・ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費助成を市町とともに実施。

(4) 今後の施策展開

- ・生活に困窮している世帯の子どもを経済的に支え、適切な養育環境を確保するため、生活保護や各種手当、奨学金制度などを周知し、着実に実施していく。
- ・特に貧困率が高いひとり親家庭への支援制度を確実に周知していくため、毎年行われる児童扶養手当の現況届の確認時に、支援制度を掲載した資料を配布するなど、制度が必要とする世帯に活用されるよう取り組んでいく。